

定 款

フォスター電機株式会社

フォスター電機株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、フォスター電機株式会社と称する。その英文は、Foster Electric Company, Limitedと表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器、音響機器およびその部品の製造、輸出入ならびに販売
2. 医療機器の製造、販売
3. 理化学応用機器および各種自動機械の製造、販売
4. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当会社は、本店を東京都昭島市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 11 条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(招集地)

第 12 条 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除きあらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます

きる。

- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項を準用する。
- ⑤ 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議により短縮されな

い限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当ならびに中間配当)

第 38 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。

② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

原始定款	昭和28年 5月 1日	創立総会承認
昭和29年	6月 20日	一部変更
昭和31年	6月 25日	一部変更
昭和32年	6月 25日	一部変更
昭和34年	3月 14日	一部変更
昭和34年	6月 27日	一部変更
昭和35年	2月 3日	一部変更
昭和36年	6月 26日	一部変更
昭和37年	2月 15日	合併時新設
昭和37年	6月 25日	一部変更
昭和39年	6月 29日	一部変更
昭和40年	3月 24日	一部変更
昭和43年	6月 28日	一部変更
昭和44年	6月 27日	一部変更
昭和45年	6月 26日	一部変更
昭和50年	6月 27日	一部変更
昭和57年	7月 22日	一部変更
昭和60年	7月 25日	一部変更
昭和61年	12月 19日	一部変更
平成 3年	7月 24日	一部変更
平成 6年	7月 27日	一部変更
平成 8年	7月 26日	一部変更
平成12年	6月 23日	一部変更
平成14年	6月 25日	一部変更
平成15年	6月 24日	一部変更
平成16年	6月 22日	一部変更
平成17年	3月 1日	一部変更 (平成17年1月27日 取締役会決議)
平成18年	6月 22日	一部変更
平成20年	6月 24日	一部変更
平成21年	6月 23日	一部変更
平成22年	1月 6日	一部変更 (平成21年6月23日 定時株主総会決議)
平成27年	6月 23日	一部変更
令和 3年	6月 23日	一部変更
令和 4年	6月 24日	一部変更
令和 5年	3月 1日	一部変更 (令和4年6月24日 定時株主総会決議)
令和 5年	6月 27日	一部変更